

京都市動物園内自動販売機設置事業者募集要項

京都市（以下「本市」という。）では、京都市動物園の来園者の利便性向上に資することを目的として、動物園内に自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には募集に関する概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を別紙仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置場所等

設置番号	設置場所	設置可能台数	最低使用料年額（税込）
①	学習・利便施設南側	2 台	9,000,000 円
②	アフリカの草原西側	2 台	
③	おとぎの国南側	2 台	
④	類人猿舎南側	1 台	
⑤	雨天休憩所西側	2 台	
⑥	京都の森	2 台	
⑦	事務所棟	1 台	
合計		12 台	

※ 設置可能台数は12台としていますが、設置台数は来園者サービスや販売効率等を考慮したうえで営業事業者に決定していただきます。ただし、10台以上は必ず設置してください。

2 営業事業者

設置番号①から⑦を合わせて1営業事業者とします。

※事業者の決定方法については、「7 事業者の決定」を参照。

3 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

なお、令和8年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和10年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することができます。

4 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができます。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿であり、

入札参加停止期間中でなく、かつ、次に掲げる資格を有している方

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
- イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次の要件に該当し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
- イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
- ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- オ 国税（法人税又は所得税及び消費税）、京都市税（市民税及び固定資産税）、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- カ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて※、下記の書類の御提出をお願いします。

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）及び印鑑登録証明書（ただし、申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る。）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 印鑑登録証、登記事項証明書の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人

- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO 法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 町内会、自治連合会等
- 3 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者等
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送

(ア) 申込受付期間

令和7年1月24日(金)～令和7年2月14日(金) 必着

(イ) 郵送先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(ウ) 郵送方法

簡易書留郵便で京都市動物園総務課宛に送付。

普通郵便で送付された場合、京都市動物園総務課に不着のときは、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

イ 持参

(ア) 申込受付期間

令和7年1月24日(金)～令和7年2月14日(金)
各日午前9時～午後5時

(イ) 提出先

京都市動物園総務課まで

(2) 必要書類

下記書類を各1部ずつ提出してください。

なお、イ及びウの様式は任意、エ～キは京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない該当の方のみで構いません。

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目（自動販売機用）

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

- エ 誓約書 様式 3
- オ 自己を証明する書類（「4 応募資格」を参照）
- カ 過去1年分の納税証明書（本市市民税及び固定資産税（該当者のみ））
- キ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） 様式 4

(3) その他

- ア 前記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
- イ 提出された書類は返却できかねます。
- ウ 受付完了のお知らせは行いません。到達確認のご連絡は対応いたします。
- エ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできます。

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、掛け持ちをしたもの、掛け持ちを頼んだもの、両者のものを無効とする
- エ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの
- オ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの
- カ 事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの
- キ その他この要項の条件に違反したもの

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 様式 2 にその内容を記入のうえ提出してください。

(1) 質問書受付期間（持参、郵送、ファックス又は電子メール）

令和7年1月24日(金)～令和7年1月31日(金)
※持参の場合は午前9時～正午、午後1時～午後5時
※電子メールの場合は、件名を「【質問】自動販売機設置について」としてください。

(2) 質問書提出先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(3) 質問に対する回答

質問及び回答については、京都市動物園ホームページで随時公表します。

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

(4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外には一切応じられません。
- イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。
- ウ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードすることができます。

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

7 営業事業者の決定

(1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「4 応募資格」を満たす方のうち、応募価格（提案使用料）が「1 設置場所等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。
- イ 各応募枠において上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定

令和7年3月上旬頃

(3) 決定後の公表

京都市動物園ホームページにおいて、決定した事業者の法人・個人の区分と決定金額を掲載します。

8 決定後の手続

事業者に決定した方には、以下の資料を御提出いただきます。

- (1) 京都市動物園使用許可申請書（本市指定様式）
- (2) 設置する自動販売機の仕様が分かる資料等一式（図面等）

9 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 事業者の決定後、本仕様書及び募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 参考 京都市動物園について

所在地	〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
敷地面積	41,383 m ²
飼育動物	106種類 564点（令和6年11月末時点）

入 園 料	一般 750 円、団体（一般 30 名以上）650 円、中学生以下無料 京都市キャンパス文化パートナーズ制度参加大学の学生 100 円 年間入園券 2,200 円
開 園 時 間	3 月～11 月：午前 9 時～午後 5 時 12 月～2 月：午前 9 時～午後 4 時 30 分
休 園 日	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌平日）及び 12 月 28 日～1 月 1 日

【問合せ先】

京都市動物園 総務課（担当：中原）

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町

電 話 （075）771-0211（直通）／ F A X （075）752-1974

メール doubutsuen-soumu@city.kyoto.lg.jp

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>